

令和4年狛江市教育委員会第6回定例会会議録

日 時 令和4年6月23日(木) 10:00～11:00

場 所 市役所4階特別会議室

出席委員 教育長 柏原 聖子

委 員 佐藤 正志・熊谷 勝仁・鈴木 晃子・小川 敦子

事務局(議案説明者)

教育部長 上田 智弘

教育部理事(兼)指導室長 松岡 弘悟

学校教育課長 植木 崇晴

社会教育課長 鎌谷 京子

公民館長 浅井 信治

図書館長 細川 浩光

社会教育課副主幹 宇佐美 哲也

傍聴者 2名

1 審議事項

(1) 議案第23号

狛江市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

(2) 議案第24号

狛江市就学援助費支給事務取扱規則の一部を改正する規則

(3) 議案第25号

狛江市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱規則の一部を改正する規則

2 報告事項

—議会報告—

な し

—行政報告—

な し

—事務報告—

(1) 狛江市教育委員会事務局等職員の人事異動について

(2) 狛江市立学校における一斉閉庁の実施について

- (3) 狛江市、狛江市教育委員会及び成城学園との連携・協力に関する包括協定の締結について
- (4) 白井塚古墳の発掘調査について
- (5) 令和3年度図書館・図書室事業報告書について

教育長

ただいまから、令和4年狛江市教育委員会第6回定例会を開会します。

会議の開会に先立ち、会議録の署名委員の指名を行います。会議録の署名委員は、「狛江市教育委員会会議規則第29条」の規定により、「鈴木委員」を指名します。

それでは、議事日程に従って、議事を進めます。付議案件（1）議案第23号「狛江市学校運営協議会規則の一部を改正する規則」について、審議します。

本件は狛江市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づき、教育長が専決した狛江市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について、承認を求めるものです。詳細は学校教育課長より説明します。

学校教育課長

本件につきましては、4月1日より、中学校区を基本とするゾーンごとに導入した学校運営協議会について、委員の人数の規定に「経過措置」を設ける一部改正を行うものです。

本規則第6条第1項において、協議会の委員は「18人以内」と規定していますが、この度、地域とのつながりを構築する上で、委員選出の調整に当たり対応が必要となり、一定期間、経過措置を設けることとしました。

そこで、導入から1年間を経過措置期間として、対象ゾーンの校長を除き、18人以内とすることを妨げないことを付則で規定するものです。

本規定により、2校で構成するゾーンは、従来の18人に校長2人を加えた最大20人、3校で構成するゾーンは、従来の18人に校長3人を加えた最大21人の選出が可能となります。

なお、各ゾーンの第1回学校運営協議会の開催前に委員の委嘱手続きを完了する必要があったことから、狛江市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項に基づき、令和4年5月31日に教育長臨時代理にて専決し、同日付けで公布しています。そのため、同規則第3条第2項の規定により、承認を求めるものです。



ていくことと、学校教育と社会教育が地域にオープンになっていくことは非常に良いことだと思います。引き続きよろしく願いいたします。

佐藤委員 学校運営協議会はこれから本格的な活動が始まっていく中で、さらにより良いものにしていかなければいけない。そのために、ゾーンごとの改善策等はどのように検討していくのかについて、現時点での考えを伺います。

学校教育課長 改善策等については、年度末や次年度以降に話し合うことで、改善を図っていきたいと考えております。

佐藤委員 先進的に進めている地区の視察や、情報収集を行いながら検討していくことも必要だと思います。

教育長 総合的に検討した上で、鈴木委員と佐藤委員の御意見を受け止めさせていただき、今後につなげていきたいと思っております。他に質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。

それでは、お諮りします。付議案件（1）議案第23号「狛江市学校運営協議会規則の一部を改正する規則」を了承することによろしいでしょうか。

#### <異議なしの声>

教育長 それでは、付議案件（1）議案第23号を承認します。

次に、付議案件（2）議案第24号「狛江市就学援助費支給事務取扱規則の一部を改正する規則」について、審議します。本件は狛江市就学援助費について、現在の社会情勢を正しく反映した上で支給するため、算出方法を変更する等の所要の改正を行うものです。なお、付議案件（3）議案第25号「狛江市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱規則の一部を改正する規則」も関連する事項ですので、一括して審議します。詳細は学校教育課長より説明します。

学校教育課長 本件につきましては、狛江市教育委員会が支給する就学援助費の支給事務に関し、現在の社会情勢を正しく反映した上で支給するため、需要額を算出する際に

用いる「生活保護基準」を変更するものです。また、現在の認定者に不利益とならないようにするとともに、支給の幅を広げるため、「需要額に対する係数」についても変更するものです。

具体的には、「生活保護基準」について、これまでの基準である平成24年度基準から、令和3年度基準に変更しています。また、「需要額に対する係数」について、これまでの1.1倍から1.4倍に変更しています。また、その他所要の文言修正を行っています。

次に、「狛江市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱規則」につきましては、狛江市教育委員会が支給する特別支援教育就学奨励費の支給事務に関し、必要な事項を定めています。先ほど説明した狛江市就学援助費の支給金額の改定に伴い、本規則で定めている学校給食費の金額を改正するとともに、その他所要の文言修正を行っています。

教育長                    それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。

鈴木委員                令和3年度の基準に変更する前の基準は平成24年度のものとなっていました。約10年の間、基準の変更がなかった理由について、伺います。

学校教育課長            生活保護基準については、平成24年度以降も毎年改定を行われていたのですが、年々基準が厳しくなる改定であり、就学援助の認定の際に、新たな基準を用いることで認定の条件が厳しくなることから、平成24年度の基準を継続して用いてきました。しかし、平成30年度から令和2年度にかけて、生活保護基準の算定方法を大きく見直す改定が行われました。現在の社会状況を正しく反映した上で就学援助費を支給するためには、今回の規則改正により、改定後の生活保護基準を用いて認定を行っていきたいと考えております。なお、現規則での認定者が不利益にならないようにするとともに、支給の幅を広げるために、需要額に対する係数を1.1倍から1.4倍に変更しております。

教育長                    他に質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。

それでは、お諮りします。付議案件（2）議案第24号「狛江市就学援助費支給事務取扱規則の一部を改正する規則」及び、付議案件（3）議案第25号「狛

江市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱規則の一部を改正する規則」を了承することよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

教育長            それでは、付議案件（２）議案第 24 号及び付議案件（３）議案第 25 号を承認します。

次に、事務報告（１）「狛江市教育委員会事務局等職員の人事異動について」、報告を求めます。

学校教育課長    令和 4 年 6 月 1 日付けにて、狛江市教育委員会事務局等の職員の人事異動を発令しました。詳細は資料を御覧ください。

教育長            次に、事務報告（２）「狛江市立学校における一斉閉庁の実施について」、報告を求めます。

学校教育課長    学校における働き方改革の一環として実施している学校の一斉閉庁について、例年どおり今年度も実施いたします。

今年度の閉庁期間は、8 月 8 日（月）から 8 月 12 日（金）までの 5 日間です。前後の土日を含めると、計 9 日間の連続した休みとなります。

昨年度同様、窓口業務や電話対応等は原則行わないこととし、児童・生徒の登校や校内での部活動についても、原則行いません。

学校を通じて保護者にお知らせを配布するとともに、広報こまえにも掲載いたします。なお、緊急連絡については、教育委員会に対応いたします。

教育長            次に、事務報告（３）「狛江市、狛江市教育委員会及び成城学園との連携・協力に関する包括協定の締結について」、報告を求めます。

社会教育課長    学校法人成城学園と狛江市、狛江市教育委員会の三者は、包括的な連携のもと、行政・教育における様々な分野において、人的交流、知的・物的資源の相互

活用を図り、地域社会の持続的な発展と人材育成に寄与することを目的として、包括連携協定を締結しました。

主な連携・協力事項は第2条のとおり、1. 人的交流の促進に関すること。2. 知的・物的資源の相互活用に関すること。3. 調査研究及び事業の共同実施に関すること。4. 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を実現するために必要な連携・協力を資する事項の4つになります。

成城学園は幼稚園から大学院までであることから、幅広い年代との人的交流が期待されます。なお、既に、市長選挙や参議院議員選挙における臨時職員や、8月27日に開催する「狛江駅南口大盆踊り大会」のお手伝い等への協力をお願いしています。

教育長 次に、事務報告（4）「白井塚古墳の発掘調査について」、報告を求めます。

社会教育課副 令和4・5年度に予定している（仮称）白井塚古墳公園の整備工事に先立ち、主幹 5月10日から、工事の影響を受けると想定される範囲の事前調査を行ってきました。その調査の結果、試掘調査の時点では想定していなかった古墳の主体部3基が残されていることが判明しました。

発見された主体部は、礫槨（れきかく）と呼ばれる構造のもので、資料のとおり、遺体を納めた木棺を河原石を敷き詰めた礫床の上に安置し、その周りを河原石で取り囲んだものです。また、その中の1基からは、鉄製の直刀等が出土しています。

調査は7月半ばまでを予定していますが、この機会を捉え、6月18日（土）に市民向けの現地見学会を開催しました。市民の関心も非常に高く、当日は約250人の方々に参加いただきました。

今回発見された礫槨は、狛江古墳群の特徴を最もよく示すものであるだけでなく、多摩川流域のみならず南関東においても、残り具合の良さも含めて極めて希少な事例です。可能な限り現地にて保存できるよう、整備工事の工程や工法を見直すなど、調整をしています。

教育長 次に、事務報告（5）「令和3年度図書館・図書室事業報告書について」、報告を求めます。

図書館長

事業報告書は、年度統計及び実施事業をまとめたもので、毎年度作成しているものになります。本報告書の構成は大きく2つに分かれており、5ページから統計について、24ページから実施事業について記載しています。

総括表は利用者数や貸出冊数等の主要な統計項目を一覧にしたものです。貸出利用者数は令和3年度中に貸出利用した延べ人数となり、個人の全館・室合計で161,794人、前年度比36,119人の増となっています。また、貸出冊数は個人の全館・室合計で503,941冊、前年度比79,541冊の増となっています。その他、多くの項目で前年度比増となっていますが、その要因として、令和2年度には新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、休館・休室した期間が長かったことによる影響が大きいと考えています。

実施事業のうち、学校図書館への協力貸出については、週2回の配送便運行により、全校合計で6,380冊の本を届け、学校での読書活動の推進に努めました。また、施設見学等の受入については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながら、記載のとおり実施しました。引き続き、各事業の充実に努めてまいります。

子ども読書啓発事業のセカンドブックは、700冊を配布し、前年度比138冊の増、サードブックは、522冊を配布し、前年度比155冊の増となっています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症により外出自粛が呼びかけられ、申請数が伸びなかったことに加え、令和3年度からは小学校と連携し、セカンドブックの配布・活用をしていることが主な増の要因であると考えています。なお、本報告書は図書館ホームページでも公開しています。

教育長

それでは、事務報告に対する質疑・御意見を求めます。

小川委員

事務報告（2）について、昨年度の一斉閉庁期間中、公民館で子どもの居場所事業を実施していただきましたが、今年度も実施されるのでしょうか。

公民館長

今年度も一斉閉庁期間に併せて、公民館の居場所事業である夏休み中高生スペースを開催したいと考えております。

小川委員

閉庁期間を広報する際、子どもの居場所事業が開催されることも併せて周知し



ていただきたい。

佐藤委員 事務報告（3）について、成城学園との連携・協力事項の中に、教育委員会の事業、或いは学校教育に関連する人的交流、知的・物的交流について、具体的にどのようなものを想定しているのかを教えてください。

社会教育課長 部活動、学級運営に関する支援、そして、児童・生徒と学生同士との交流等を想定しております。具体的な事業については、今後検討してまいります。

佐藤委員 学校の教育課程の中に織り込むことになると思います。そのため、校長先生の判断が大切になってくると思いますので、その啓発や情報発信等を綿密にしてください。

熊谷委員 狛江市は既に地域の大学と交流を図っていると思います。大学生が移動教室等の引率に行く場合、自分の授業を欠席することになります。そういった場合の出席扱いや大学の単位の認定方法等について、検討しているのでしょうか。

教育長 狛江市と協定を組んでいる早稲田大学、協定を組んでいない帝京大学、東京女子体育大学等から、単位の中のインターンシップという形で学生の受け入れを行っております。大学によって、単位認定のシステムが異なりますので、双方で話し合いをした上で、良い交流事業を進めていきたいと思っております。

熊谷委員 私がいた帝京大学では、学生がこういったボランティア活動に参加する際、校長が出席扱いのサインをすることになっていました。今後、この部分について、話し合ってください。

教育長 他にはいかがでしょうか。

佐藤委員 事務報告（5）について、狛江市の読書活動が充実しつつあることを大変嬉しく思います。令和3年度の事業報告を踏まえ、新図書館整備基本構想に活かせる点、反映できる点等があったら教えてください。

図書館長 紙の書籍と電子図書館の両輪で図書館事業を進めていくことを考えております。電子図書館と今年度から始めている電子雑誌の利用実績を踏まえて、新図書館整備基本構想も検討していきたいと思っております。

佐藤委員 新図書館整備基本構想を検討していく中で、再度この事業報告を見直さなければいけない場面もあるかと思いますので、ぜひ柔軟に対応していただきたい。

小川委員 以前から本離れと言われている中で、図書館・図書室の職員が多方面にわたって様々なアプローチをしながら、幅広い世代の市民に向けて色々な事業に取り組んでいることがよくわかりました。これらのアプローチもあり、コロナ禍においても個人貸出利用者数、個人貸出冊数と予約受付冊数の推移が大きく伸びていると感じました。

現在の狛江市の図書館の本貸出システムでは、読みたい本をインターネットで検索して予約すれば、各図書館・図書室の蔵書を1箇所にもまとめていただき、メールで貸出準備できた旨を連絡していただけるため、本を借りるのが大変便利になりました。そのような効率性を求めた図書館の利用の仕方がある一方で、実際に足を運んで、色々なジャンルの本を眺めながら新しい本と出会うという利用の仕方も大切にすべきだと思います。ぜひこの両方の側面から図書館の充実を図っていただければ、利用者がますます増えていくと感じました。

また、電子図書館も急速に充実を進められており、図書館に足を運ばなくても利用できるという未来像が、新図書館の完成に向けて具体的に見えてきて良いと感じました。

教育長 他に質問等、何かございますか。なければ、他にその他連絡事項はありますでしょうか。

教育部長 狛江第三小学校で熱中症が発生した件について、報告します。

6月17日（金）4時限目の5年生の体育の授業において、体育館でシャトルランに取り組んでいましたが、その後、児童6人の気分が悪くなり、そのうち4

人が熱中症の疑いで、救急搬送されました。指導中はマスクを着用しないなど、注意をしていましたが、当日は湿度も高く、熱中症が発生してしまいました。

保護者を始め、市民の皆さんには御心配、御迷惑をおかけしてしまい、大変申し訳ございませんでした。学校医代表のアドバイスもいただきつつ、今後、再発防止に努めてまいります。

なお、搬送された児童4人に関しては、大事に至らず、当日午後5時半頃、全員無事帰宅したことを確認しています。

教育長                   この件について、補足があればお願いします。

指導室長               熱中症の予防については、令和4年5月19日付けの事務連絡にて、各校に通知しました。その通知の中で、「気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう対応すること。その際は、換気や児童・生徒等の間に十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるなどの配慮をすることが望ましいが、熱中症には命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先すること。」と示し、学校も対策を講じていました。

しかしながら、今回、熱中症が発生したことに鑑み、改めて私の方から全小中学校長に対して、熱中症対策を優先して各活動を計画・実施するよう指示いたしました。

教育長                   この件について、他に補足はありますか。

学校教育課長       学校教育課としては、狛江市医師会学校医担当理事と連携して、以前から熱中症対策に対する周知啓発に取り組んできたところですが、この度のことを受け、校内への熱中症対策に関するポスター掲示などの取組みを通じて、更なる注意喚起を行う予定です。

教育長                   他にありますか。

学校教育課長       令和4年狛江市議会第2回定例会における教育関連の補正予算について、報告します。

詳細は次回の定例会にて部長より報告いたしますが、新型コロナウイルス感染症の影響やウクライナ紛争の長期化により、食料品の価格が概ね5%から10%程度上昇しており、今後学校給食の実施への影響があることが懸念されることから、原材料費高騰による影響を見込んで、小学校低学年・中学年・高学年の11か月分の賄材料費の5%分、931万2千円、中学校の11か月分の賄材料費の5%分、396万円を一般会計補正予算第1号補正として計上し、可決されました。

社会教育課長 令和4年度市民プール及び狛江第二中学校のプールの実施について、報告します。

令和4年度の市民プールについて、体育施設条例施行規則で定められている7月15日から8月31日まで実施いたします。昨年度と同様、更衣室等における密を回避し、感染リスクを低減するため、利用者を市民に限定するとともに、多くの来場者が想定される土曜日、日曜日、祝日及び8月11日・12日は、事前に整理券を配布し、利用者を最大200人までに抑えます。併せて、更衣室入室時の手指消毒等を行い、新型コロナウイルス感染症対策に努めながら、安全にプールを実施してまいります。

また、この2年間中止していた狛江第二中学校のプールについても、8月6日から15日までの10日間、市民プールと同様、新型コロナウイルス感染症対策に努めながら実施してまいります。

公民館長 狛江市民センター改修を考える市民ワークショップ及び中間報告会について、報告します。

前回の定例会以降、第6回・第7回のワークショップを開催しました。第6回は、5月15日（日）午前9時30分から防災センター4階会議室で開催し、参加者は15人でした。3グループに分かれ、「ブロックプランを考えよう」をテーマにアイデアを出し合い、代表の方に発表していただきました。

第7回は、6月12日（日）午前9時30分から中央公民館地下ホールで開催し、参加者は14人でした。この日も3グループに分かれ、「市民センター改修基本構想（案）～新しい市民センターの使い方を考えよう～」をテーマにアイデアを出し合い、代表の方に発表していただきました。

第6回・第7回いずれも、説明内容に対する質疑応答や、ワークショップの進行に対する参加者からの意見等もあり、予定の時間より遅れてグループワークを実施しましたが、グループワークでは参加者同士が活発に意見交換をしていました。

次に、中間報告会についてです。市民センター改修基本構想案及び新図書館整備基本構想案の進捗状況を市民に報告するため、5月29日（日）の午前10時からと午後2時からの2回開催しました。午前の部は28人、午後の部は24人の参加がありました。

まず、市民センター改修に当たっての基本的な考え方と基本方針を改めて説明した後、ワークショップの進捗や、ワークショップでの主な意見について説明しました。市民センター改修では、現状の分析や解決策、ブロックプラン、今後のスケジュール等について説明しました。新図書館整備では、ワークショップでの主な意見や、検討委員会での主な意見、今後目指す方向性の案、ゾーニングの案、今後のスケジュール等について説明しました。

その後、質疑応答を行いました。予算が膨らむことへの懸念や、図書館閉館期間におけるサービス維持、新設図書館の防水対策や貴重な郷土行政資料の保管方法、市民活動支援センターの規模や図書館を分割することへの懸念、また休館期間の代替施設利用等の質問や意見をいただきました。

図書館長

新図書館を考える市民ワークショップ及び新図書館整備基本構想検討委員会について、報告します。

前回の定例会以降、第5回・第6回のワークショップを開催しました。第5回は、5月15日（日）午後2時から中央公民館地下ホールで開催し、参加者は15人でした。3グループに分かれ、「新設図書館の施設と空間を考えよう」をテーマにアイデアを出し合い、代表の方に発表していただきました。第6回は、6月12日（日）午後2時から中央公民館地下ホールで開催し、参加者は12人でした。2グループに分かれ、「新図書館整備基本構想（案）を考えよう」をテーマにアイデアを出し合い、代表の方に発表していただきました。

次に、新図書館整備基本構想検討委員会についてです。

第5回委員会は、6月1日（水）午後6時から防災センター402・403会議室で開催しました。新図書館整備基本構想素案に対し、「新設図書館と市民センター

図書コーナーが一体となって新図書館として機能すること」、「インパクトある表現やイメージ図など構想案の構成を工夫すること」、「各世代別にアピールし、市民が自分事として理解できるよう工夫すること」、「開館に合わせてできること・未来を見据えた展開事例を分けて示すこと」、「図書ネットワークや図書館の取組みは行政だけでなく、市民が参加、市民も一緒に作っていくこと」等の意見をいただきました。

次回、第6回委員会は、7月6日（水）午後6時からを予定しています。

教育長

他になければ、以上をもちまして、令和4年狛江市教育委員会第6回定例会を閉会します。